

島根県報

第一、四二五号

平成十四年十二月三日

(火曜日)

目次

告示

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者
(高齢者福祉課) 一

島根県中小企業制度融資要綱の一部改正
(経営支援課) 一

土地収用法の規定に基づく事業の認定
(用地対策課) 一

公告

公共測量の実施
() 二

告示

告示

島根県告示第千十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成十四年十二月三日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称 組 有限会社 新宅	指定した事業 福祉用具貸与	事業所の名称 柚	事業所の所在地 簸川郡斐川町大字神水二七五三	指定年月日 平成十四年十一月二十五日
---------------------	------------------	-------------	---------------------------	-----------------------

島根県告示第千十九号

島根県中小企業制度融資要綱(昭和四十七年島根県告示第百二十九号)の一部を次のように改正する。

平成十四年十二月三日

島根県知事 澄田信義

別表一般融資の一部一般設備資金の項金融機関の欄中「無密聊蒞册田密吟外系へ。」を削る。

附則

この告示は、平成十四年十二月三日から施行する。

島根県告示第千二十号

土地収用法(昭和二十六年法律第百二十九号)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十四年十二月三日

島根県知事 澄田信義

一 起業者の名称

島根町

二 事業の種類

加費漁港漁業集落環境整備事業東側緑地広場工事

三 起業地

イ 収用の部分

島根県八東郡島根町大字加賀地内

ロ 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について

毎週火・金曜日発行

加賀漁港漁業集落環境整備事業東側緑地広場工事(以下「本件事業」という。)は、土地収用法(以下「法」という。)第三条第三十二号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園等」に該当するため、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

(2) 土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である島根町は、国庫補助金、地方債及び一般会計により既に財源措置を講じているので、法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

(3) 土地収用法第二十条第三号の要件への適合性について

本件事業の施行により得られる利益は、住民の交流の場、憩いの場として有効活用できる場が提供されることによる地区の住環境の向上並びにこれに伴う地区内外の交流人口の拡大及び若年層の定住化の促進等である。

一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業地の選定に当たり、複数の候補地の中から社会的条件、技術的条件及び経済的条件等を比較検討した結果それらの条件を最も良く満たすものを採用していること等から、軽微なものであると考えられる。

で述べた得られる利益と で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められる。

また、本件事業に係る起業地は、緑地広場の施設規模及び利用目的等から勘案し、必要最小限度の範囲であると認められる。

よって、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。

(4) 土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業は、下水道、道路、防災設備及び公園等の環境整備が総体的に遅れ、住民の生活環境の向上や地区内外の交流人口の拡大等が著しく阻害されている中で若手した総合的な環境整備事業の一環として施行するものであり、緑地広場の不足は軽スポーツを楽しむ場や親子で遊ぶことのできる場等としての交流拠点を求める住民にとって多大なる不便をもたらしていること等から早急に施行されるべき事業であり、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

既述のとおり、本件事業は法第二十条各号の要件を充足するものと判断される。

よって、本件事業について、法第二十条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

五 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
島根町役場

公 告

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、公共測量の実施について六日市町長から次のとおり通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公告する。

平成十四年十二月三日

島根県知事 澄田信義

一 作業種類

公共測量(下水道平面図作成)

二 作業期間

平成十四年十月二日から平成十五年三月十日まで

三 作業地域

六日市町六日市 立戸 広石 沢田 河内 有飯 九郎原地内

平成十四年十二月三日印刷
平成十四年十二月三日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町島根県庁
印刷所 松江市学園南松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)